

# 業務指示書

## ミャンマー国貧困削減地方開発事業（フェーズ2）実施能力強化【有償勘定技術支援】

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年4月5日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年4月7日までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地域開発（道路・橋梁・電力・給水）に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／地域開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：地域インフラ開発に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

#### 4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 地方道路／小規模橋梁】

1) 類似業務の経験：道路・橋梁に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：評価せず

3) 語学力：語学評価せず

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者：担当分野 地方給水（水道事業体運営）】

- 1) 類似業務の経験：水道事業に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年4月14日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MMK1 = 0.08283 円 , US\$1 = 112.217 円 , EUR1 = 118.543 円)

## 第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プrezentationは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／地域開発

地方道路／小規模橋梁

地方給水（水道事業体運営）

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

13.35 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

##### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

##### (2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年4月21日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- (○) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
ミャンマー国貧困削減地方開発事業（フェーズ2）実施能力強化【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／地域開発	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 地方道路／小規模橋梁	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 地方給水（水道事業体運営）	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. 業務の背景

ミャンマーでは2011年の民政移管以降、均衡のとれた国家開発を達成するべく、民主化や和平合意に加え、経済活性化に向けた様々な改革努力が進められている。他方で社会経済状況は未だ発展途上にあり、貧困率は過去数年で若干の改善傾向は見られるものの、2010年時点では25.6%とメコン諸国の中でもラオスに次いで2番目に高い数値となっている。

このような状況を踏まえ、地方部の住民の生活向上や地域・州間の格差是正を通じた貧困削減を目的として、既に有償資金協力により実施中の「貧困削減地方開発事業（フェーズ1）」（以下、「フェーズ1」と言う。）（L/A調印：2013年、借款金額：170億円）に続き、2017年3月には有償資金協力「貧困削減地方開発事業（フェーズ2）」（以下、「本事業」）にかかるL/Aが調印された（借款金額：239億7,900万円）。本事業は、フェーズ1の支援実績に加え、事業目的が州・地域間の公平な経済発展を掲げるミャンマー政府の経済政策とも合致していることから、先方政府より、異なる事業対象地／スコープによる継続案件の支援要請があったものである。

本事業では、ミャンマー全国で小規模な生活基盤インフラの新設、改修、設置（道路・橋梁、電力、給水の3分野で合計61件を実施予定。各々の小規模生活基盤インフラ事業を「サブプロジェクト」という）を行う。地方開発や貧困削減は国家の重要課題として位置づけられている。フェーズ1のサブプロジェクトは多くが完成済み、また近々完成予定であることから、本事業を通じて切れ目無く小規模生活基盤インフラ整備を支援し、迅速な開発効果の発現が求められている。

かかる中、特に事業実施において必要なミャンマー側の技術的知見や経験が乏しいと思われる、若しくは実施機関／地域・州政府の優先度の高い一部のサブプロジェクト（道路・橋梁2件、給水3件、電力3件）を、優先サブプロジェクトとして、借款本体事業で雇用されるコンサルタント（以下、「円借款本体コンサルタント」という。）の業務開始（2018年1月頃を想定）を待たずに、他のサブプロジェクトに先行して実施する予定である。これら優先サブプロジェクトの実施を通じて、実施機関や調整機関及び地方部のインフラ整備に関する機関に対する設計、調達、環境社会配慮、維持管理等を含む事業実施能力強化を行い、本事業の計画に沿った適切な事業実施及び事業の迅速化や事業効果の増大、早期発現を図ることを目的として、本コンサルタントを派遣し、支援を行うこととする。

### 2. プロジェクトの概要（借款本体事業）

#### （1）事業名

貧困削減地方開発事業（フェーズ2）

#### （2）事業目的

ミャンマー全国（7地域及び7州）において、貧困層への裨益効果が高く、地方部の

社会経済開発に資する生活基礎インフラ（道路・橋梁、電力、給水）の新設・改修・設置等を行うことにより、地方部の住民の生活向上を図り、もって地方部における開発・貧困削減に寄与するものである。

(3) プロジェクトサイト／対象地域名

ミャンマー全国 7 地域及び 7 州（カチン州、カヤー州、カレン州、チン州、ザガイン地域、タニンダーリ地域、バゴー地域、マグウェー地域、マンダレー地域、モン州、ラカイン州、ヤンゴン地域、シャン州、エーヤワディ地域）。ただし、首都であるネピドー連邦領やヤンゴン市等の都市部、治安上の懸念のある紛争地域・国境付近・僻地は対象外とし、サブプロジェクトサイトは基本的に地方都市及びその近辺を中心とする。

(4) 事業概要

- 1) 本事業は計 61 件のサブプロジェクトから構成され、具体的には以下の生活基盤インフラの改修・拡張を実施する。
  - ① 道路・橋梁サブプロジェクトの実施（アスファルト舗装道路及び右道路に付随する橋梁。計 7 件）（現地競争入札）
  - ② 電力サブプロジェクトの実施（低圧（66kV 以下）送配電網新設・拡張及び変電所・変圧器改修。計 32 件）（現地競争入札）
  - ③ 給水サブプロジェクトの実施（地方都市送配水管整備・拡張及び浄水施設整備。計 22 件）（現地競争入札）
- 2) コンサルティング・サービス（設計レビュー、入札図書作成、入札補助、施工監理、実施機関の財務管理能力強化、事業評価・モニタリング支援、環境社会配慮）（シヨート・リスト方式）

(5) 事業実施スケジュール

2017 年 3 月～2022 年 5 月を予定（計 63 ヶ月）。

(6) 事業実施／調整機関

- 1) 建設省道路局（Department of Highways, Ministry of Construction）
- 2) 電力・エネルギー省地方配電公社（Electricity Supply Enterprise, Ministry of Electricity and Energy）
- 3) 電力・エネルギー省マンダレー配電会社（Mandalay Electricity Supply Corporation, Ministry of Electricity and Energy）
- 4) 農業畜産灌漑省地方開発局（Department of Rural Development, Ministry of Agriculture, Livestock and Irrigation）
- 5) 計画・財務省対外経済関係局（Foreign Economic Relations Department, Ministry of Planning and Finance）（調整機関\*）

\*計画・財務省対外経済関係局は調整機関（Coordination Agency）として、(1) 事業進捗等を定期的に中央の実施機関と確認するための事業監理ユニット（PMU: Project Management Unit）会合の開催や、(2) 地方政府のステークホルダーと事業進捗共有や変更打診など行うプロジェクト運営委員会（PSC: Project Steering Committee）の

開催などの総合調整を担う。

### 3. 業務の目的

本業務は、有償資金協力事業「貧困削減地方開発事業（フェーズ2）」における道路・橋梁、電力、給水の実施機関及び関係機関に対して、一部サブプロジェクトの実施支援を通じ、事業実施能力を強化し、事業実施の迅速化及び開発効果の増大を図るとともに、事業全体の調整を担う調整機関の能力強化による実施機関の連携促進及び事業の円滑化を目的とするものである。

本コンサルタント派遣により期待される成果は以下の通り。

- 1) 本事業の道路・橋梁、電力、給水の3分野における優先サブプロジェクト（道路・橋梁2件、給水3件、電力3件）の設計・調達支援を通じて、事業が迅速に実施される。
- 2) 入札書類の作成など、計画・設計に基づいた適切な施工業者や資機材の調達に必要な、地方部のインフラ事業における実施機関及び関係機関の事業実施能力が向上する。
- 3) 給水セクターにおいて、フェーズ1や他案件の経験を踏まえた持続的な給水施設の事業実施、運営管理のための提言がなされる。
- 4) 環境社会配慮に関する実施機関及び関係機関の理解・認識が深まる。
- 5) 調整機関として設置が予定される計画・財務省の、PMUやPSCの開催や実施機関及び関係機関間の連絡調整を含む取り纏め能力が向上する。
- 6) PMUやPSCの機能や役割に関する実施機関及び関係機関の理解・認識が深まり、セクター間の円滑な連携が進む。

### 4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針および留意事項」に配慮しつつ、「6. 業務の内容」に述べる内容の業務を実施するとともに、「7. 成果品等」に記載の報告書を作成するものである。

### 5. 実施方針および留意事項

#### (1) 優先サブプロジェクト

本事業において各実施機関は以下の優先サブプロジェクトについて、円借款本体コンサルタントが雇用される前に詳細設計、コントラクターの調達に必要な入札図書の作成を完了する意向であり、本コンサルタントは詳細設計レビューや設計業者及びコントラクター調達にかかる実施機関への支援を行う。ただし、事業の進捗状況や、ミャンマー政府、実施機関との協議を踏まえ、優先サブプロジェクトの追加やスコープ拡大等の可能性がある。

- 1) 道路・橋梁  
バゴー地域、エーヤワディ地域のアスファルト道路改修
- 2) 電力  
シャン州、マンダレー地域、マグウェー地域の送配電網整備、変圧器設置・改修
- 3) 給水  
ラカイン州、エーヤワディ地域、マンダレー地域における送配水管整備・拡張及び浄水施設整備

セクター	地域・州（タウンシップ）	サブプロジェクト内容
道路・橋梁	バゴー地域	Taungoo - Leik Tho - Yar Do - Loikaw - Ho Pone 道路 (16.8km)
	エーヤワディ地域	Nga Thine Chaung - Gwa 道路 (32.4km)
電力	シャン州 (Kalaw)	66/11kV 変電所 (10MVA) :1 基 66kV H 柱 :1.5 マイル
	マンダレー地域 (Nyungoo)	66/11kV 変電所 (10MVA) :1 基 スイッヂベイ(66kV) :1 基
	マグウェー地域 (Chauk)	66/11kV 変電所(10MVA) :1 基 66kV H 柱 :5 マイル
給水	ラカイン州 (Sittwe)	送配給水施設（取水施設、送配水管、浄水場、貯水施設など）の整備・拡張
	エーヤワディ地域 (Pathein)	送配給水施設（取水施設、送配水管、浄水場、貯水施設など）の新設
	マンダレー地域 (Meiktila)	送配給水施設の（取水施設、送配水管、浄水場、貯水施設など）整備・拡張

## （2）業務遂行上の留意点

### ア.各セクター共通

#### （ア）実施機関による詳細設計・入札図書作成

本事業では、詳細設計・入札図書の作成は実施機関が行い、責任の所在は実施機関にある。従って、本業務では円借款本体コンサルタント同様、実施機関の作成する詳細設計や入札図書へのレビューを行い、必要に応じて技術的な支援・助言を行うものである。フェーズ1の円借款本体コンサルティング・サービスの TOR としても、詳細設計の作成ではなく、実施機関が作成した詳細設計のレビューを行った。

#### （イ）適切なパブリックコンサルテーションの実施

必要とされる用地確保、移転計画等に関する住民に対するパブリックコンサルテーシ

ヨンを行い、用地確保と住民移転対策が円滑に進むよう支援を行う。特に以下の点については留意すること。

- 1) 道路・橋梁セクター：路肩整備等に伴う一時的な立ち退き、工事中の道路の封鎖時間の短縮、樹木の伐採、切土による影響、切土により生じた土砂の捨て場所
- 2) 電力セクター：送変電線の設置に伴う農地の用地取得、樹木の伐採
- 3) 給水セクター：浄水場建設予定地の用地取得や送配水管設置作業に伴う一時的な立ち退き、騒音や水質汚濁に対する苦情処理メカニズム

(ウ) 適切な設計に必要な実施能力の強化

実施機関による基本設計、詳細設計の作成において、適切な設計レビューに関する助言・指導をする。

(エ) 入札図書作成の円滑化

入札図書の作成において、L/A、調達ガイドライン等への準拠性、調達の適格性を踏まえて助言・指導する。

(オ) ワークショップの開催

優先サブプロジェクト実施の過程や本実施促進支援を通じて得られた成果を本体プロジェクト事業実施に反映させるためのワークショップを開催する。

#### イ. 事業取り纏め及びセクター間調整

(ア) 各セクター間の情報連絡の緊密化

本プロジェクトは道路・橋梁、電力、給水の3セクターが含まれる総合的案件であることから、PMUやPSCの開催などを通じて、各セクター間のプロジェクト進捗や業務遂行上の問題・課題を把握し、実施機関、関係機関相互の理解・認識を深め、円滑な連携が進むよう情報連絡の緊密化と業務調整を図る必要がある。そのために、調整機関である計画・財務省対外経済関係局(FERD)に対する能力強化支援(PMU/PSC開催に関するもの(関係機関の招集、アジェンダ作成、議事進行、議事録の作成・地方政府へ共有)、案件管理に関するもの(FERDへの定期的な情報共有やサブプロジェクトの入れ替えルールの周知や実行、円借款契約上の各セクター間に割り当てられている資金力テゴリの再振り分け(リアロケーション)に関する認識共有等))を行う。

(イ) 地域・州政府への情報共有

各セクターの実施機関から共有された事業進捗に係る情報をFERDが取り纏め、地域・州政府に共有するなど、中央政府及び地域・州政府間の連携促進を図る。

(ウ) 上記(ア)、(イ)の支援を通じ、地方開発／貧困削減分野での計画・財務省の中央省庁・地方政府との情報連絡や業務調整についての現状や課題を明らかにした上で、今後、同情報連絡や業務調整分野での支援の必要性やその分野を特定し、提案する。

## ウ.道路セクター

### (ア) 適切な設計レビュー

建設省 (Ministry of Construction: MoC) は、フェーズ 1 を実施するまでコントラクターに一括外注した経験が少なく、直営にて「標準図+現場合合わせ」で工事を完成させてきたことから、詳細図面を作成せずに入札を行う懸念がある。その場合、工事の実施段階で設計変更が多発し、工事費の増大や工期の遅れが生じることから適切な設計レビューを行う。また、フェーズ 1 では、災害対策（適切な法面強化や排水の確保）や安全対策（中央分離線やガードレールの設置）などが当初詳細設計に含まれておらず、工事の実施段階で設計変更にて対応していることから、これらの観点からも必要な助言を行う。

### (イ) 適切なパブリックコンサルテーションの実施

フェーズ 1 では、コンサルタントの環境団員が指導して、入札公示前にパブリックコンサルテーションを実施し、道路工事について近隣住民の事前の理解を得るとともに、道路用地内であっても、従来からある農作物、立ち木などについては補償を行うよう指揮してきた。これらに対応するのは MoC 側の現地のエンジニア (District, Township レベル) であり、フェーズ 1 での実施経験があるとはいえ、対象道路が異なればまた別の MoC 職員が対応することから、フェーズ 1 と同様に指導する。

### (ウ) BQ 方式に基づいた入札図書作成・施工管理実施能力の強化

フェーズ 1 を含め、MoC は多くの事業でランプサム方式に基づくコントラクター調達を行ってきたが、本事業では BQ 方式に基づき調達・施工管理を行う予定である。MoC には BQ 方式に関する知見が十分無いことから、BQ 方式に基づいた入札図書の作成支援を行うと共に、現場での数量検収の実施を想定した研修等の実施能力強化支援を行う。

### (エ) 詳細検討未実施サブプロジェクトの環境社会配慮に関する詳細検討

審査段階で新たに選定されたサブプロジェクト案件(MoC18)については詳細検討が不十分であることから、環境社会配慮調査を含む詳細設計レビューに必要となる追加調査を行う。環境社会配慮調査業務においては「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月)に基づき重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成を行うとともに、簡易住民移転計画の作成支援を行う。また、ミャンマーにおいても環境影響評価法が成立したことからミャンマー内の法制度に沿って事業認可を取得できるよう実施機関を支援する。

### (オ) MoC の設計作成・変更や契約変更等のプロセスの調査

MoC は、設計作成・変更や、コントラクターとの契約変更時において、現地のエンジニア (District, Township レベル) とも状況確認の上、対応を取っているが、フェーズ 1 では①中央と現地エンジニアとの間、②中央省庁内での調整・意思決定に数ヶ月程度時間を要し、適切に設計作成・変更や契約変更が為されない事態が生じた。円滑な事業実

施のために、MoC 内の意思決定プロセスを確認し、特に懸念点については改善のための提言を行う。

#### (力) 事業実施・維持管理予算の調査

フェーズ 1 及び本事業で実施する道路は MoC が管轄するが、フェーズ 1 では道路実施及び維持管理における予算が一部地方（地域・州）政府から捻出されており、地方政府の適切な予算割当が担保されなければ案件の迅速な開発効果の発現や持続性について懸念が生じる事態となっている。本事業で実施される予定の道路についても予算確保の主体を明確にし、適切な開発効果発現のための予算面からの提言を行う。

### 工. 電力セクター

#### (ア) 適切な設計レビュー

地方配電公社 (Electric Supply Enterprise : ESE) は、フェーズ 1 を実施するまでコントラクターに一括外注した経験が少なく、基本設計のみで詳細図面を作成せずに入札を行っていた。その場合、工事の実施段階で設計変更が発生し、工事費の増大や工事期間の遅れが生じる可能性が高い。特に、ESE に加え電力の実施機関となるマンダレー地域電力公社 (Mandalay Electricity Supply Corporation : MESC) は円借款事業の経験が限定的であることから、ESE 及び MESC に対して、適切な設計レビューを行って必要な入札図書を整備するように指導する。

#### (イ) 優先サブプロジェクトの開発効果発現に関する調査・提言

優先サブプロジェクトでは 66kV /11kV 変電所や 66kV 送電線の設計・調達を支援する一方、低圧配電線については本事業の事業対象外となっている。11kV や 400V の低圧配電線や 11kV/400V の低圧変電機等は、事業効果発現のために不可欠となっている。スコープであるため、かかるスコープについて予算配布や実施の責任（例：ESE が実施すべきか、地方政府やコミュニティが実施すべきか）を明確し、必要に応じて本事業での支援スコープに含める等、事業効果発現の観点から提言を行う。また、本事業のサブプロジェクトの中には、11kV 以下の低圧配電線 (11kV/400V) が含まれているものと含まれていないものがある。低圧配電線の設置に関するミャンマー内のルールを調査し、優先サブプロジェクトも含めて、かかる低圧配電線が含まれていないものについて、低圧配電線設置の責任の所在を明確化する。

#### (ウ) 低圧配電網整備にかかる住民負担軽減策の調査

上記 (イ) と関連し、未電化地域では村によっては、近くの 11kV の配電線から、

①村への配電線延伸・変圧器設置及び②村内の低圧配電網の整備を自己資金で求められているケースがある。加えて、③引込線 (servicing wire) の設置についても、ミャンマー政府はユーザー負担との立場をとり、コミュニティ・ユーザーによっては上記①～③を負担できないことから、開発効果発現の妨げとなっている。そのため、本件に関する関連ルールを調査し、また他のドナーの取り組みや他国的好事例を踏まえ、

今後の方針について提言をすることとする。

#### オ. 給水セクター

##### (ア) 適切な設計・施工の実施

地方給水には様々なアクターがあり、地方開発局（Department of Rural Development : DRD）の管理の下、タウンシップ開発委員会（Township Development Committee : TDC）が実質的に責任をもつ給水事業体となって設計・施工することになる。また、地域・州開発委員会（Region Development Committee/ State Development Committee : RDC/SDC）は、DRD と TDC との間の調整や、各地域・州内の TDC の調整機能を果たす。しかし、TDC の設計能力が不十分なため、フェーズ 1 では、設計や入札の遅れが頻発した。そのため、本事業では、DRD 及び各 TDC は、設計・施工分離方式にて、設計業者と施工業者の個別調達を予定しているが、給水事業はフェーズ 1 の経験から、設計業者の調達や、設計業者により作成された詳細設計のレビューにかかる DRD や各 TDC の能力不足による大幅な遅延が懸念される。従って、優先サブプロジェクトについて、TDC による基本設計のレビューを含めた詳細設計のための設計業者調達支援、及び設計業者により作成された詳細設計レビューを行う。そのため、本コンサルタントは DRD 及び各 TDC による基本設計の作成状況を確認し、必要な助言を行う。

##### (イ) 净水方式・地下揚水量の確定に関する助言

本事業には、河川を水源にした給水システムの計画が含まれる。河川水（原水）の濁度は、一年を通じて高いため、そのままでは飲用することができない。フェーズ 1 では、地方都市上水には緩速ろ過が一般的に適用されている一方、濁度の高い水を水源とするものでは急速ろ過が適用されているが、ミャンマー国内全体では事例・実績が少ないため、維持管理可能で十分に効果のある浄水方式の検証が十分に実施されていない。本業務の実施中、フェーズ 1 で建設している施設の何件かで効果の実証が可能と考えられるため、同実証結果を参考に、浄水方式や浄水施設のコストや設計の最終確定に係るミャンマー側への助言を行う。

加えて、地下水を水源にしたサブプロジェクトも含まれるが、地下水の揚水可能量に関する検証は十分に実施されていない。また、深井戸のケースでも、電気探査や試掘が実施されていないため、地層や地下水位の情報が不十分である。本業務従事にあたっては、DRD もしくは TDC が行う地下水位の調査や揚水可能量の最終確定に関わる助言を技術的な観点から行う。

##### (ウ) 適切な開発効果発現に関する調査・提言

フェーズ 1 では、浄水場や貯水池が円借款で支援対象となる一方、実施機関の設計能力不足や計画策定の未熟さから、配水管や給水管がスコープに含まれておらず、開発効果の発現が限定的となっている事例がある。円借款事業による開発効果の早期発現の観点から、設計段階で水道システム全体の設計準備状況を確認し、不足しているスコープ

については実施機関の自己資金確保を促すことや、必要に応じて本事業での支援スコープに含める等、事業効果発現の観点から提言を行う。

#### (エ) 効果的モデル TDC の形成

サブプロジェクトが集中している地域・州は、本事業とフェーズ 1 で異なる。フェーズ 1 でも各所でサブプロジェクトを実施しているものの、その経験・教訓がすべての地域・州の RDC/SDC もしくは DRD に蓄積されているわけではない。本業務では、特に維持管理にかかる技術支援効果の効率的な波及を考慮し、本体プロジェクト事業のモデル TDC を形成する。モデル TDC については、フェーズ 1 及び本事業の両方で支援の対象となっている TDC が考えられるが（例：バゴー、タウンジー、モーラーミヤイン）詳細については調査の中で、DRD や TDC 等と協議して決めるものとする。なお、RDC/SDC は、実質的な事業実施を担う TDC の技術事項や予算執行について指示・監督・承認する。従って、RDC/SDC と情報交換しながら本業務を実施することは必須であるとともに、RDC/SDC を事業に効果的にまきこむことが重要である。

#### (オ) 給水事業運営・維持管理支援

給水分野はフェーズ 1 の経験からも特に維持管理の観点から実施機関や関係機関の能力不足が特に懸念される。そのため、フェーズ 1 の円借款本体コンサルタントや JICA ミャンマー事務所など関係者への聞き取りなどを通じて、フェーズ 1 や他案件での経験を踏まえた円滑な事業実施、開発効果の発現・増大、今後 JICA が行うべき支援等について、全体像を取りまとめた上、優先順位や具体的な手順について提言を行う。以下、具体的な項目を例示しており、これら項目に関する調査は、特に上記（エ）で掲げるモデル TDC を中心に調査を行うこととする。

##### 1) TDC の運営・財務状況

- ポンプや浄水場の運用時間の記録、水質検査の実施に関するデータの収集。
- 財務に関する書類（貸借対照表や損益計算書、キャッシュフロー表）の現状を確認する。
- 上記現状に基づき、適切な財務諸表の作成を支援する。作成支援に当たっては、他の TDC での適用可能性を考慮のうえ、対応すること。

##### 2) 無収水率の削減

- TDC における無収水率の把握状況を調査する。無収水率に関する基礎的な助言を行う。
- 無収水率を下げるために取り得る対策を TDC と検討する（特に水道メーターについては本事業での支援スコープとして提言することも可とする）。

##### 3) 接続世帯数増加方法の検討

- 現在多くの地方都市にて、水道メーターや給水管の設置・費用負担が全額ユーザー負担となっており水道への接続数が伸びない原因となっており、取り得る対策を検討する。

- ユーザーの上水道に対する意識を改善するために TDC が取り得る対策について検討する。

#### 4) 適切な水道料金の設定方法

- TDC の中にはフェーズ 1 及び本事業実施後、水道料金の改定を検討しているものがあるが、適切な水道料金設定に関する検討を行う。なお、バゴーやタウンジー、パテインについては水道料金の支払意思額に関する調査を実施しており、検討に当たっては同調査結果も参考とする。

#### (3) 円借款本体コンサルタントとの関係

本業務に従事するコンサルタントは、本事業（「貧困削減地方開発事業（フェーズ 2）」）にかかる円借款本体コンサルタント雇用手続きには関与しない。よって円借款本体コンサルタントの選定に係る競争への参入を排除するものではない。

#### (4) 円借款本体コンサルタントとの情報共有・業務引継

本業務は、2017 年 5 月頃に開始される①優先サブプロジェクト実施にかかる実施機関や関係機関の設計、調達、維持管理、環境社会配慮などの事業実施能力強化、及び②調整機関(FERD)に対する連携促進能力強化、を目的としている。円借款本体コンサルタントは 2018 年 1 月頃に雇用される予定であり、各セクターに対する本コンサルタントの業務との重複はない。本コンサルタントは、借款本体コンサルタントに対して十分な情報共有及び業務引継を行うことが求められる。ただし、②の調整機関に対する支援については、円借款本体コンサルタントの TOR には含まれていないため、円借款本体コンサルタントの雇用後も、2018 年 7 月まで、継続して支援することとする。

#### (5) 関係者との連絡

業務の進捗状況については、先方関係機関、在ミャンマー日本国大使館、JICA ミャンマー事務所、JICA 東南アジア・大洋州部等との連絡を緊密に行う。また、その際には、適宜必要な資料等を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮する。

#### (6) 現地業務時期及び業務内容

本コンサルタントは「6. 業務の内容」を踏まえ、原則 5 回の現地業務を実施することが想定されている。ただし、現地業務時期及び業務内容については、2017 年 5 月以降に想定されている、第一次現地業務時の先方実施機関による詳細設計の準備状況やその後の調達の準備状況を踏まえ、先方関係省庁・機関や JICA と協議のうえ、柔軟に対応することとする。

#### (7) 環境社会配慮

借款本体事業の環境カテゴリはBである。環境社会配慮面に関し、本事業にかかる大規模な環境社会配慮への重大な負の影響は想定されていないが、仮に重大な負の影響が認知された場合、当該事業工事の一時停止を関係実施機関に申し入れると共に、直ちにJICAに連絡する。また、プロジェクトが先住民族に及ぼす影響はあらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。万一、調査の結果、かかる影響の可能性が発生した場合には影響を最小化し、損失を補てんするための実効性ある対策を検討する。

#### (8) 安全配慮

優先サブプロジェクトの中には、少数民族が多く居住する「州」(State)でも実施されるものもある。仮に少数民族居住地域の現場視察をすることになれば、JICA及び実施機関と協議の上、必要に応じて最新の治安状況の提供、訪問時の警察や国境省職員による警備・同行、安全な交通手段・宿泊先の便宜供与などを受け、十分に治安面に配慮する。

### 6. 業務の内容

#### (1) 国内準備期間（2017年5月）

- ア. 本業務の目的、趣旨、調査方法、現地業務行程等を確認する。
- イ. 本事業の事業内容、実施体制、進捗状況（先方の準備状況等）等を確認・把握する。
- ウ. JICAの調達ガイドライン及びミャンマー国内の関連手続きを確認する。
- エ. ア～ウを踏まえ、業務の基本方針、業務方法、作業工程、要員計画などを含めた業務計画書を検討・作成し、現地派遣前にJICA東南アジア・大洋州部及びJICAミャンマー事務所と協議し、決定する。

#### (2) 第一次現地派遣時（2017年5月～6月）

- ア. 現地業務開始時にJICAミャンマー事務所に業務計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また、JICAミャンマー事務所に対し、定期的に業務進捗状況の説明を行う。
- イ. 實施機関、関係機関及び調整機関に業務計画書をもとに業務内容を説明し、業務内容・計画の確認を行う。
- ウ. 優先サブプロジェクトに関し、関連実施機関の準備状況・実施体制（中央省庁と地方事務所との役割分担を含む）を確認する。給水の詳細設計支援については、優先サブプロジェクトの基本設計の作成状況を含むTDCの準備状況を確認する。
- エ. 上記ウ. を実施する上で、必要に応じて現場視察を行い、対象サブプロジェクトの対象地に関する情報収集や現場関係機関との協議を行う。
- オ. 業務遂行上の留意点を踏まえ、給水事業の運営・維持管理に関する調査を行う。

- 力. 状況に応じ、PMU／PSC の立ち上げ、役割や機能の明確化について助言・指導を行う。
- キ. 各実施機関と PMU との連携・意思疎通状況を確認し、円滑な事業実施のための支援を行う。
- ク. 必要に応じ、各セクター団員とともに用地確保、移転計画等に関する住民に対するパブリックコンサルテーションを行い、用地確保と住民移転対策が円滑に進むよう支援を行う。その他、必要な技術的支援を行う。
- ケ. 第一次現地派遣の結果につき、JICA ミャンマー事務所に対して報告を行う。

(3) 第一次国内作業期間（2017 年 6 月）

- ア. 現地派遣時に実施した業務内容をまとめる。
- イ. 現地業務結果をプログレスレポートとして取りまとめ、JICA 東南アジア・大洋州部に対して報告を行う。
- ウ. 次回現地業務の計画を立て、JICA 東南アジア・大洋州部に対して情報共有を行う。

(4) 第二次現地派遣時（2017 年 7 月～8 月）

- ア. JICA ミャンマー事務所と現地業務内容について協議を行い、定期的に業務進捗状況の説明を行う。
- イ. 詳細設計能力強化のために必要な助言を適宜行う。
- ウ. 詳細設計を基に環境社会配慮に関する情報を収集し、優先サブプロジェクトが環境社会配慮面への甚大な負の影響を及ぼさないように助言・指導を行う。
- エ. 他資金での関連事業の進捗、実施機関による計画修正状況や詳細設計結果等について、全セクターを横断的にモニタリングし、必要に応じて効果的な計画修正やサブプロジェクトの変更等に係る助言をする。
- オ. 詳細設計レビューを行い、必要な入札図書を整備するよう指導する。
- カ. 各サブプロジェクトにおける調達方式を確認し、調達書類準備に係る支援を行う。
- キ. 入札図書作成を含めた調達監理において適切な指導を行う。
- ク. 運営維持管理に関する準備状況・実施体制（中央省庁と地方事務所との役割分担を含む）を確認し、適切な実施体制につき適宜支援を行う。給水セクターについては、フェーズ 1 や類似案件の関係者へのヒアリング等を通じて、本事業の円滑な運営・財務面での維持管理に向けた提言を行う。
- ケ. PMU／PSC の開催支援や中央政府と地域・州政府の情報共有などの連携促進を含めた調整機関の取り纏め業務に係る支援を行う。
- コ. 事業の進捗状況に関してミャンマー政府が JICA に提出することになる Project Status Report (PSR) の作成支援を行う。
- サ. 第二次現地派遣の結果につき、JICA ミャンマー事務所に対して報告を行う。

(5) 第二次国内作業機関（2017年9月）

- ア. 現地派遣時に実施した業務内容をまとめること。
- イ. 現地業務結果をインテリムレポートとして取りまとめ、JICA 東南アジア・大洋州部に対して報告を行う。
- ウ. 次回現地業務の計画を立て、JICA 東南アジア・大洋州部に対して情報共有を行う。

(6) 第三次現地派遣時（2017年10月～11月）

- ア. JICA ミャンマー事務所と現地業務内容について協議を行い、定期的に業務進捗状況の説明を行う。
- イ. PMU／PSC の開催支援や中央政府と地域・州政府の情報共有などの連携促進を含めた調整機関の取り纏め業務に係る支援を行う。
- ウ. 入札図書作成を含めた調達監理において適切な指導を行う。
- エ. 第二次現地調査に引き続き、運営維持管理に関する準備状況・実施体制（中央省庁と地方事務所との役割分担を含む）を確認し、適切な実施体制につき適宜支援を行う。給水セクターについては、フェーズ 1 や類似案件の関係者へのヒアリング等を通じて、本事業の円滑な運営・財務面での維持管理に向けた提言を行う。
- オ. 優先サブプロジェクトの実施支援を通じて得られた教訓等を整理し、本事業のその他のサブプロジェクト及び地方部のインフラ整備事業の実施に関して参考となる情報として取りまとめ、実施機関及び関係機関と共有する。
- カ. ドラフトファイナルレポート案を作成し、JICA 東南アジア・大洋州部及び JICA ミャンマー事務所に対してコメントを求めたうえで、実施機関、関係機関及び調整機関に対して説明を行う。
- キ. 本プロジェクトの成果、他のサブプロジェクト実施に向けての教訓について関係各機関への周知を目的としたワークショップを開催する。
- ク. 事業の進捗状況に関してミャンマー政府が JICA に提出することになる Project Status Report (PSR) の作成支援を行う。
- ケ. 第三次現地派遣の結果につき、JICA ミャンマー事務所に対して報告を行う。
- コ. 3 セクターの実施機関への支援内容について、円借款本体コンサルタントに対して、業務の引き継ぎを行う。

(7) 第三次国内作業機関（2017年12月）

- ア. JICA 東南アジア・大洋州部及び JICA ミャンマー事務所のコメントを反映したドラフトファイナルレポートに基づいて、JICA 東南アジア・大洋州部に対して報告を行う。
- イ. 次回現地業務の計画を立て、JICA 東南アジア・大洋州部に対して情報共有を行う。

(8) 第四次現地派遣時（2018年1月）

- ア. JICA ミャンマー事務所と現地業務内容について協議を行い、定期的に業務進捗状況の説明を行う。
- イ. PMU／PSC の開催支援や中央政府と地域・州政府の情報共有などの連携促進を含めた調整機関の取り纏め業務に係る支援を行う。
- ウ. 第四次現地派遣の結果につき、JICA ミャンマー事務所に対して報告を行う。

(9) 第四次国内作業機関（2018年2月）

- ア. 第四次現地派遣の結果につき、JICA 東南アジア・大洋州部に対して報告し、次回現地業務の計画の提出・説明を行う。

(10) 第五次現地派遣時（2018年6月）

- ア. JICA ミャンマー事務所と現地業務内容について協議を行い、定期的に業務進捗状況の説明を行う。
- イ. PMU／PSC の開催支援や中央政府と地域・州政府の情報共有などの連携促進を含めた調整機関の取り纏め業務に係る支援を行う。
- ウ. 第五次現地派遣の結果につき、JICA ミャンマー事務所に対して報告を行う。

(11) 国内整理作業期間（2018年7月）

- ア. これまでの業務内容をファイナルレポートとして取りまとめ、JICA 東南アジア・大洋州部に対して提出・説明を行う。

## 7. 成果品等

次の成果品を JICA に提出する。

(1) 業務報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

	レポート名	提出時期	部 数
1	業務計画書	2017年5月上旬	英文：15部（JICA5、先方10）
2	プログレスレポート	2017年6月	英文：15部（JICA5、先方10）
3	インテリムレポート	2017年9月	英文：15部（JICA5、先方10）
4	ドラフトファイナルレポート (冒頭に要約を添付)	2017年11月	英文：15部（JICA5、先方10）
5	ファイナルレポート (冒頭に要約を添付)	2018年7月	英文：20部（JICA5、先方15） CD-R：8枚（JICA3、先方5）

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

## (2) 作成資料及び収集資料

記載事項：作成及び収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期：その都度

提出部数：1部

なお、必要に応じて各種レポートへの別添とすることにより提出を省略することも可とするが、詳細は JICA の指示に従うこととする。

## (3) 会議記録（協議議事録 M/M）

記載事項：ミャンマー側との各種協議の結果

提出時期：その都度

提出部数：1部

## (4) 現地業務結果概要報告書

記載事項：現地業務の計画、現地業務の報告事項（現地業務前後の会議時に活用）

提出時期：第1～第5回の現地業務から帰国後

提出部数：各1部

## (5) デジタル画像集

記載事項：プロジェクト対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナルレポートと同時提出

部 数：CD-R 2部

## (6) 報告書の印刷及び電子化の仕様

### 1) 印刷仕様

ファイナルレポート以外の報告書・電子媒体は簡易製本により作成することとし、報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

### 2) 報告書作成にあたってのその他留意事項

ア. 各業務報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

イ. 報告書については、効率良く理解できるよう、図表・チャート類を有効に活用すること。

ウ. 転載する図表等には必ずその出典を明記すること。

エ. 図表リスト、略語リスト及び参考文献リストを適切な位置に記載すること。

オ. 報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

カ. 英文報告書は必ず経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。ミャンマー側に対する説明用資料についても、可能な限り同様な扱いとすること。

キ. 各報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。

- ク. 報告書が分冊形式になる場合には、例えば本編とデータの根拠との照合が容易に行えるよう特に工夫を施すこと。
- ケ. 報告書の作成にあたっては、装丁等が華美になりすぎないよう、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程

2017年5月より業務を開始し、2018年7月の終了を目指とする。全体で5回の現地作業を検討しており、それぞれの業務期間の目安は2~4週間とするが、現地への業務時期については、先方実施機関による詳細設計や調達の状況に応じて柔軟に対応することが求められる。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者構成

##### (1) 業務量の目安

合計 34M/M

うち、現地30M/M、国内4MMを目安とする。

##### (2) 業務従事者の構成

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。号数が明記されていない団員については、3号～4号を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 総括/地域開発（2号）
- 地方道路/小規模橋梁（3号）
- 地方道路/斜対策
- 地方電化（送電/変電）
- 地方電化（変電/配電）
- 地方給水（水道事業体運営）（2号）
- 地方給水（水道施設）
- 地方給水（水質管理／地下水調査）
- 環境社会配慮

##### (3) 現地補助員の雇用

以下の項目については、当該業務について経験を有する補助員（ローカルコンサルタント）複数人を現地で傭上して実施することを想定している。補助員はそれぞれ地方道路、地方電化、地方給水、環境社会配慮に関する知見を有していることが望ましく、想定業務量は34MMを上限として、業務を提言することとする。

- 1) 実施機関能力強化支援補助業務（設計、調達、施工監理等にかかる支援）
- 2) 国内作業等による本コンサルタントの不在時のフォロー

- 3) 文献・資料翻訳
- 4) データ入力
- 5) 通訳

なお、業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

### 3. 配布／貸与資料及び閲覧資料

閲覧資料：貧困削減地方開発事業（フェーズ2）準備調査 最終報告書

上記閲覧資料は、以下のリンク先にて閲覧可能。

(1) 日本語版

- 要約 <<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000029819>>
- 本体 <<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000029822>>
- 付録 <<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000029823>>

(2) 英語版

- 要約 <<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000029824>>
- 本体 <<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000029825>>
- 付録 <<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000029826>>

(3) ミャンマー語版

- 要約 <<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000029829>>

### 4. その他の留意事項

(1) ミャンマー国内移動

サイト訪問があることから、各団員とも現地作業時に2回程度の国内飛行機移動代を積むこととする。飛行機代については、ヤンゴン・ネピドー間往復を基準とする。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所、在ミャンマー日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

加えて、滞在期間等に応じて在留届の提出または外務省の「たびレジ」への登録を行う。

(ア) 3か月以上の滞在→在留届の提出

(イ) 3か月未満の滞在→外務省「たびレジ」への登録

また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルで記載する。

### （3）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

### （4）複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

